

2022年12月20日
法科大学院協会理事長
片山 直也

共通到達度確認試験の実施について

一、共通到達度確認試験の実施状況

1. 共通到達度確認試験の経緯および趣旨

(1) 共通到達度確認試験の経緯（試行実施から本格実施へ）

平成26年度から平成30年度までの5回にわたる試行実施を経て、平成30年7月30日の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で、令和元年度から未修1年生を対象とした共通到達度確認試験を本格実施することが決定された。

(2) 共通到達度確認試験の趣旨

法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施する。

(3) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムによる支援

2019年度から全法科大学院が参加する共通到達度確認試験が本格実施されることを踏まえ、その試験結果を進級判定の資料の一つとして活用し、未修者教育の改善・充実と質の保証を促進する大学の取組を支援している。（『法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム』における加算方法の見直しについて』（平成30年7月9日付通知））

2. 実施実績（第1回～第3回）

(1) 受験者数

第1回（令和2年1月12日）	出願者数	688人	受験者数	601人
第2回（令和3年1月10日）	出願者数	684人	受験者数	560人
第3回（令和4年1月9日）	出願者数	616人	受験者数	560人

（参考）

第4回（令和5年1月8日予定）	出願者数	655人	受験者数	未定
-----------------	------	------	------	----

(2) 会場

各会員校キャンパス

(3)出題形式

憲法	30問（正誤20問、多肢10問）	50分
民法	45問（正誤30問、多肢15問）	75分
刑法	30問（正誤20問、多肢10問）	50分

(4)問題・作問委員等の公表

法科大学院協会HP

<https://www.lskyokai.jp/kyotu-exam/>

3. 実施体制

(1)実施主体

(ア) 法科大学院協会と日弁連法務研究財団による共同主催

協会と財団は、法科大学院における共通到達度確認試験の共同主催者となることに合意し、実施・運営について応分の責任を負うこととした（合意の有効期間は、令和6年3月末日まで）。

(イ) 管理委員会の設置

協会と財団は、試験の実施・運営・管理等のために、共通到達度確認試験管理委員会を設定する。

管理委員会は、試験の実施について管理の任にあたる。主要な任務は、作問委員・点検委員の委嘱、問題の作成および試験の実施、試験結果の受験生および各法科大学院への通知などである。

協会と財団は、管理委員会の業務の補佐を公益社団法人商事法務研究会に委託している。

(2) 出題等（令和3年実績）

(ア) 作問委員（法科大学院教員）

憲法（主任1名、作問委員5名、点検委員2名）

民法（主任1名、作問委員7名、点検委員2名）

刑法（主任1名、作問委員5名、点検委員2名）

(イ) フィードバック委員（法曹三者推薦）

憲法（2名 最高裁・弁護士会推薦）

民法（2名 弁護士会推薦）

刑法（2名 検察庁・弁護士会推薦）

二、法科大学院協会・共通到達度確認試験アンケート結果を踏まえて

1. 分析

- (ア) 共通到達度確認試験は、ほとんどの会員校で、進級判定にとどまらず、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発などに広くに利用され、基礎的知識習得(短答試験)に向けた学習の動機付け、全国的な到達度の把握など学生自身による活用も浸透している(32校)。
- (イ) 共通到達度確認試験の存続が望ましいという意見が多数である(24校)。
存続すべきとする意見は11校であり、そのうち費用負担を増やしても存続すべしとする意見は7校である。存続が望ましいが、費用負担が増えるならば、代替措置も検討すべきであるとするものが13校であり、両方を合わせると24校となる。これに対して、共通到達度確認試験の存続に明確に反対する意見は4校にとどまる。
- (ウ) 会員校の費用負担増に反対する意見が多数である(21校)。
会員校の負担増に反対する意見は18校であり、負担の中身に依拠して検討すべきとする意見3校を含めると、21校となる。
- (エ) 費用負担増に反対する意見のうち、何らかの代替措置(②会員校グループによる到達度確認試験の実施、③外部試験の導入)により共通の到達度確認試験を維持すべきとする意見は比較的少数(7校)にとどまり、共通に到達度を確認する枠組みから会員校において独自に到達度を確認する枠組みに移行してよいとする意見が比較的多数(14校)を占めている。

2. 今後の方向性

共通到達度確認試験は、現状において、進級判定その他の目的で広く活用されており、かつ、共通到達度確認試験の存続が望ましいという意見が多数であり、さらに会員校の費用負担増に反対する意見が多数であるとのアンケート結果を踏まえると、まずは、現状の実施状況を費用面から再吟味し、可能な限りのコスト削減を追及しつつ、共同実施主体である日弁連法務研究財団とも現行の枠組みの維持が可能であるか否かについて協議を行い、できる限り会員校の負担を増やすことなく、共通到達度確認試験を存続する方向を目指すべきである。

(参考) 法科大学院協会・共通到達度確認試験アンケート結果

一、アンケートの実施

- (1)実施期間 2022年4月26日～5月23日まで
- (2)アンケート実施方式 Google Form を用いたオンラインアンケート
- (3)回答数 35校(すべての法科大学院)
- (4)アンケート質問項目

1. 貴法科大学院における共通到達度確認試験の進級判定への利用方法について、具体的に教えてください。(例:試験の得点率や偏差値(〇〇以上 or 以下)、全国との比較(平均点以上 or 以下)など。GPA 等と併用している場合には、GPA 基準を含めどのように併用しているかもご記入下さい。)

2. 共通到達度確認試験の目的には、進級判定のみならず、学修指導や進路指導の充実や、学生自身による活用(全国での順位など相対的な到達度の把握、学修の進め方等の見直し)も掲げられています。貴法科大学院において、これらの進級判定以外の利用をされている場合には、具体的に教えてください(例えば、教職員や補助教員によるFD活動、教材開発、学生に対する指導などが想定されます)。

3. 貴法科大学院において、上記以外に共通到達度確認試験はどのような点が有益と考えますか。具体的にお答えください。

4. 貴法科大学院における共通到達度確認試験の実施において、運営上困難に思うことがあれば、教えてください。

5. 今後も未修者を対象とした、共通到達度確認試験のような全国共通の試験はあった方が良いでしょうか。特に、1～3について、共通到達度確認試験以外の方法で目的を達成することは可能でしょうか(例えば、学内での確認試験の実施や GPA の活用など)。その場合、どのような方法が考えられるでしょうか。お考えがあれば、お答え下さい。

6. 前述した財政状況を踏まえると、今後の共通到達度確認試験については、例えば以下のような選択肢があると考えられます。それ以外の選択肢も考えられるかも知れません。貴法科大学院において、これらについてお考えがあれば、お答え下さい。

【考える選択肢】

- ①各会員校や学生の負担増をお願いしつつ、引き続き法科大学院協会(管理委員会)において実施する。
- ②各会員校または複数の会員校で独自に問題セットを作成し、進級判定として、固有の到達度確認試験を実施する(各種試験の過去問等を利用することも含む)。
- ③到達度の確認及び進級判定の資料として、法学検定試験等の外部試験を利用する。
- ④期末試験の中に択一問題等を取り込むなどして、到達度を測定する(進級判定を目的とした試験は行わない)。

7. その他、共通到達度確認試験の今後の在り方について、ご意見がありましたらご記入ください。

二、アンケート結果

1. 進級判定の利用方法について（有効回答 35 校）

A：何らかの方法で未修コース 2 年次の進級判定として利用している（31 校）

—得点率、偏差値または全国との比較による進級判定（28 校）

—GPA 等との併用（23 校）

B：その他

—共通到達度確認試験を受験することを 2 年次の進級要件とし、成績不良者については、課題を与えた上で面接指導を行う（1 校）

—進級判定の資料としては直接使用していないが、判定会議において、共通到達度確認試験の得点も供覧している（1 校）

—進級判定には特に利用していない（2 校）

2. 進級判定以外の利用方法（教職員や補助教員による F D 活動、教材開発、学生に対する指導など）について（有効回答 32 校）

A：進級判定以外でも利用している（32 校）

—学修状況の把握、学習指導に利用（28 校）

—在学中受験の判断に活用（1 校）

—F D への活用（2 校）

—教材開発に利用（2 校）

—基礎的知識習得（短答試験）に向けた学習の動機付け・全国的な到達度の把握など学生自身による活用（4 校）

—過去問の活用・T K C 基礎力確認テストなどとの併用（5 校）

3. 共通到達度確認試験のどのような点が有益か（有効回答 26 校）

A：有益な点がある（26 校）

—未修者 1 年次の到達レベルの把握・得意不得意分野の把握が可能である（7 校）

—全国平均レベル・他の法科大学院との学力比較の把握が可能である（7 校）

—基礎的な知識・幅広い知識を修得する機会となっている（5 校）

—学生の学修意欲を高める材料、学修の振り返り、司法試験までの中間的な目標となっている（9 校）

—法科大学院協会による実施・全国規模の実施による進級判定のオーサライズ（1 校）

4. 共通到達度確認試験の運営上の困難（有効回答 35 校）

- A：実施時期の問題（9 校）
 - 学期中である点が問題（2 校）
 - 秋学期の期末試験の直前である点が問題（6 校）
 - 日程の組み込みが難しい（1 校）
- 具体的な希望時期
 - 実施時期を遅らせて欲しい（1 校）
 - 学期終了後（1 校）
 - 12月の早めの時期（1 校）
- B：教育内容との齟齬（5 校）
- C：費用上の負担（1 校）
- D：事務作業上の負担（12 校）
- E：追試験のない点（5 校）
- F：その他（3 校）
 - 負担金の算定基準時について（1 校）
 - 豪雪期であること（1 校）
 - オンライン試験における公平性の確保（1 校）
- G：特に困難な点はなし（11 校）

5. 今後も未修者を対象とした、共通到達度確認試験のような全国共通の試験はあった方がよいか（有効回答 32 校）。

- A：存続すべし 11 校
- B：存続が望ましいが、代替措置の検討も可 13 校
 - 法学検定試験等の外部試験（1 校）
 - 学内試験、GPA（6 校）
 - 複数の方法（3 校）
 - 代替措置について言及なし（3 校）
- C：存続についての意見なく、代替措置を検討 4 校
 - 学内試験、GPA（2 校）
 - 複数の方法（1 校）
 - 具体案なし（1 校）
- D：メリットなし 4 校
 - 費用負担（1 校）
 - 各法科大学院での進級判定・学習指導が可能（2 校）
 - 予備校などでの全国共通模擬試験により全国的なレベルを判定可（1 校）

6. 財政状況を踏まえると、今後の共通到達度確認試験については、例えば以下のような選択肢が考えられるが、どう考えるか（有効回答 30 校）

【考えるる選択肢】

- ① 各会員校に負担増をお願いしつつ、引き続き法科大学院協会（管理委員会）において実施する。
- ② 各会員校または複数の会員校で独自に問題セットを作成し、進級判定として、固有の到達度確認試験を実施する（各種試験の過去問等を利用することも含む）。
- ③ 到達度の確認及び進級判定の資料として、法学検定試験等の外部試験を利用する。
- ④ 期末試験の中に択一問題等を取り込むなどして、到達度を測定する（進級判定を目的とした試験は行わない）。

A：①（会員校負担増で存続）に賛成 7 校

—既修者（入学前後）も対象とする（1 校）

B：①（会員校負担増で存続）に反対。代替措置を検討すべし 7 校

—広く代替措置を検討すべし（2 校）

—②（会員校グループで到達度確認試験を実施）（1 校）

—③（外部試験）（3 校）

—②または③（2 校）

C：①（会員校負担増で存続）に反対。④（各会員校において到達度を測定） 11 校

—④の工夫で足りる（9 校）

—会員校の判断に委ねる（1 校）

—そもそも択一試験に反対、GPAで足りる（1 校）

D：①（会員校負担増）の中身に応じて検討すべし 3 校

—③④は採用の余地あり（1 校）

—状況が許さなければ④もやむを得ない（2 校）

E：その他 2 校

—負担増に反対（1 校）

—②、④に反対（1 校）

7. その他の意見

○法曹コース出身者が入学したばかりなので、ある程度負担が増えても、しばらくは現状維持が望ましい（1 校）

○現状において何にいくら費用がかかっているのかを開示すべし（1 校）